

上信越自動車道

日向橋補修設計

特記仕様書

令和 8年 9月

東日本高速道路株式会社
関東支社 長野管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等業務名 上信越自動車道 日向橋補修設計

1-1-2 路線名 上信越自動車道

1-1-3 施工箇所 自) 長野県中野市穴田 (K P 1 5 4 . 0)

至) 長野県信濃町野尻 (K P 1 6 7 . 2)

1-1-4 施工内容

項目	数量	単位	対象橋梁
【設計業務】			
現地踏査	1	式	日向橋（上り線 路肩壁高欄）
壁高欄補修設計	1	側線	日向橋（上り線 路肩壁高欄）
施工計画検討	1	式	日向橋（上り線 路肩壁高欄）
設計打合せ	1	式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が15日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るために、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 450 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりである。

下表に記載のないものでも業務上必要となった資料については、適宜貸与するものとする。

なお、貸与予定日までに貸与されない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
橋梁完成図	—	契約締結後貸与	電子データ
設計報告書	上信越自動車道 長野 I C A ランプ橋補修検討業務	契約締結後貸与	電子データ

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-2-0 「受注者相互の協力」に示す、隣接又は関連の工事等については、下表のとおりである。なお、履行期間中に関連工事等が増加した場合は、監督員の指示によるものとする。

工事名等	履行期間	受注者	発注機関	備考
長野管内 道路保全工事業務	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	㈱ネスコ・メンテナンス関東	東日本 高速道路㈱	
長野管内 道路保全工事業務	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日	㈱ネスコ・メンテナンス関東	東日本 高速道路㈱	

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-14-1 に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者又は監督員が行う協議や共通仕様書 1-22 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1-9-4 に定める照査計画を盛り込むこととする。

なお、作業単位の設定は下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種 別	工 種	備 考
設計業務	現地踏査	日向橋（上り線 路肩壁高欄）
設計業務	壁高欄補修設計	日向橋（上り線 路肩壁高欄）
	施工計画検討	日向橋（上り線 路肩壁高欄）
設計業務	設計打合せ	

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-22 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第 1-4 号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-14-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1-44-1 「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 6 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムヘデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式-2）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、東日本高速道路（株）関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1－10 三者協議会について

本調査等の成果による発注工事（以下、「予定工事」という。）において、監督員及び受注者並びに予定工事の受注者が協働して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協働連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員、予定工事の受注者および受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定する協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会の参加を義務付けるものではない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、対象橋梁における既往の設計成果及び調査から得られた変状情報に基づき、補修設計、施工計画検討を実施し、図面作成及び数量算出を行うものである。

2-2 設計業務

2-2-1 現地踏査

現地踏査は、調査要領（令和7年7月）（以下、調査要領という）第二編「橋梁」に基づき、業務着手後、速やかに現地を踏査し、当該設計に必要な現地状況等の基本的事項を把握するものとする。現地踏査に要する日数は1日とし、変更があれば監督員と協議するものとする。現地踏査の検測数量は、1式とする。

2-2-2 壁高欄補修設計

壁高欄補修設計は、損傷した壁高欄の現場打ちによる原型復旧（取替）を行うための設計を行うものである。この設計には、壁高欄の構造検討、構造計算、設計計算、補修一般図、補修詳細図作成、数量算出等の壁高欄の原型復旧の設計に必要なものすべて含むものとする。壁高欄補修設計の検測数量は、側線とする。

2-2-3 施工計画検討

施工計画検討は補修工事の実施に必要な施工計画について、監督員の指示に従って立案し、補修に必要な機械器具、足場防護工、養生設備、工事規制計画等の施工計画及び概略工程の検討を行い、検討結果に伴う図面・工程表の作成を行うものとする。施工計画検討の検測数量は、1式とする。

2-2-4 設計打合せ

本業務における打合せの回数は中間2回、業務内容確認及び完了検査を含め、4回とするが、当初打合せは現地踏査に含まれるものとし、別途計上しない。打合せ場所は、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所とする。打合せの検測数量は、1式とし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いが監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。なお、完了検査はWEB方式により行うものとする。ただし、WEB方式による実施が困難な場合は、対面方式による実施について別途監督員と協議するものとする。

2-2-5 交通費・宿泊費（技術業務直接経費）

交通費・宿泊費（技術業務直接経費）は2-2-4「設計打合せ」に必要な交通費・宿泊費とする。中間打合せをWEB会議方式で実施する場合は、交通費・宿泊費について実態に合わせた変更を行うものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。交通費・宿泊費（直接費）の検測数量は1式とする。

2-3 成果品

成果品は共通仕様書 1-46-5「標準提出部数」によるものとし、その一覧は下表のとおりとする。また、報告書の表紙及び文字色は監督員と協議するものとする。

成果品項目	出力時の縮尺	出力用紙の大きさ	尺度	提出部数	摘要
調査計画書	—	A4	原寸	1	製本
補修一般図	既往図面に準ずる	A3		1	
補修詳細図	計画設計に準ずる	A3		1	
仮設図	計画設計に準ずる	A3		1	
設計計算書	—	A4		1	製本
材料計算書	—	A4		1	製本
施工計画書	—	A4		1	製本

2-4 補足事項

- (1) 設計業務を行うにあたり、高速道路本線の規制が必要となった場合は監督員と協議するものとする。
- (2) 施工計画検討の結果により、設計内容が変更となる場合は監督員と協議するものとする。
- (3) 施工計画検討を行う上で、ケーブルの移設検討を追加する場合がある。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 上信越自動車道 日向橋補修設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

様式ー2

令和 年 月 日

監督員 _____ 殿

受 注
管理技術者 _____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名		東日本高速道路(株) 関東支社 長野管理事務所	
調 査 等 名		上信越自動車道 日向橋補修設計	
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。